國學院大學学術情報リポジトリ

〔取り組みリポート〕平成30年度における法学部フェロー制度の運用と今後の課題

メタデータ	言語: Japanese
	出版者:
	公開日: 2023-02-09
	キーワード (Ja):
	キーワード (En):
	作成者: 佐藤, 秀勝
	メールアドレス:
	所属:
URL	https://doi.org/10.57529/00002138

取り組みリポート

平成30年度における法学部フェロー制度の運用と今後の課題

佐藤　秀勝

【要　旨】

國學院大學法学部は、法学・政治学の個別学修支援のために平成26年にフェロー制度を発足させた。平成30年度はその５年目であり、また、同年４月からは法律専攻で新しいカリキュラムがスタートした。このような状況のもと、フェロー制度は、学生の来談者数は減少したものの、利用者にはかなり満足を与えることができた。学生の利用を今後さらに促進するためには、教員による学生のフェローへの誘導を通じて利用を拡大させる方法が現実的であり、そのために現行制度の見直しを行うべき時期が来ている。

【キーワード】

フェロー、法学部、新カリキュラム、個別学習支援

１．はじめに

平成30年度は、法学部フェロー制度が発足してから５年の節目であった。この制度は、教育開発推進機構の学部学修支援事業の補助を受けて実施されているものであり、今年度（令和元年度）も引き続き実施されているものである。本リポートは、平成30年度のフェロー制度の実施状況を、指導記録などのデータに基づいて検証し、今後の方策について検討することを目的とする。

さて、法学部では、平成30年度より法律専攻で新しいカリキュラムが開始された。これは、従来「公共政策と法コース」、「ビジネスと法コース」、「国際関係と法コース」の３つで構成されていたコース制を「法律学の基本と応用コース」と「政治と法の基礎コース」に再編成すること、そして、カリキュラムをスモール・ステップの考え方に基づいて構築することをおもな柱とするものである。その目玉が、１年次前期に配置された「公法入門」、「刑事法入門」、「民事法入門」という３つの入門科目である。これらは、内容面では初めて法律を学ぶ学生がそれぞれの法分野に無理なくなじむことができるようなものであること、方法面ではアクティブ・ラーニングを用いることをその大きな特徴としている。平成30年度の１年生は、この新しいカリキュラムによる教育を受ける最初の学生たちであり、このことが学生のフェロー利用にどのような影響を与えたかが１つの関心事となる。

２．フェローの実施体制

フェロー制度の趣旨・目的、さらにこれまでの４年間の実績については、すでに高橋信行教授および宮内靖彦教授の取組みリポートで明らかにされているので、それらを参照されたい（高橋信行「フェロー制度の運用と成果について―アンケート調査の結果から―」

本誌第８号130頁〔平成29年〕、宮内靖彦「法学部フェロー制度の利用状況からみた次のステージへの課題―フェローの本旨の実現へ向けて―」本誌第10号66頁〔2019年〕。なお、後者は日本の法学教育の歴史から見た本制度の意義などについても論じている。)。ここでは、平成30年度のフェローの実施体制について述べるにとどめる。

フェローは、基本的に定期試験期間を含む各学期の授業期間中、月曜日から金曜日まで(時間は11時から19時）実施されている。１日２名のフェローが勤務することになっており、そのため、合計10名が必要となる。平成30年度に採用されたフェローは、合計９名であり、10名には満たなかった。分野別でみると、民事法３名、憲法・行政法２名、刑事法２名、国際法１名、政治学２名となっている（１名に民法・刑法専攻者として勤務していただいた。)。

以上について２点コメントしておこう。第一に、フェローの専攻分野である。後述するように、平成30年度における来談者の質問内容を見ると、民事法（民法、商法、民事手続法)、公法（とりわけ行政法)、国際法に関するものが多い。この点から見ると、当該年度は学生のニーズに合った専攻分野のフェローを採用できたと評価できよう。第二に、採用人数が９名であった点は、１名のフェローに週２日の勤務を依頼することにより対応し、結果として大きな支障を生じなかった。しかし、今後はできる限り10名を確保したいところである。ところで、この点は、フェローの採用方法とも関連する。フェローは、「準教員」と位置づけられ、学生への実質的指導を行うことができることから、その応募資格は、①大学院博士後期課程に３年以上在学していた者およびそれに準ずる経歴の者、あるいは②法科大学院を修了した者、とされている。応募者は毎年それなりにいるが、採用に際しては本学学生にとってのニーズ、専攻分野間の人数のバランス等の要素を考慮する必要があるため、つねに10名を採用できるとは限らない。この点で若干懸念されることは、とりわけ法学部では民事法分野に対する学生のニーズが高く、この分野のフェローを確保する必要性が高いのであるが、近時この分野を専攻する大学院生の数が減少しているとされていること、同じような学修支援制度を実施している他大学が本学よりも早い時期に採用を始めているため、そちらに流れる人も少なくないと考えられること、である。前者への対応はいかんともしがたい面があるが、募集については、現在よりも早い時期に開始できるようになることが望まれる。

３．学生の利用実績

（１）来談人数

まず平成30年度の来談人数についてフェロー利用実績表をもとに確認してみたい。平成26年度は365名、同27年度は308名、同28年度は763名、同29年度は944名であったところ、同30年度は805名であり、同29年度よりも減少した。

学期ごとの来談人数は、前期（４月～８月とする）が合計376名であり、平成29年度（530

名）と比較すると154名減であった。月ごとにみると、８月こそ１名増であったが、その他の月はそれぞれ減少した。後期（９月～2019年１月）は合計429名であり、同29年度（414人）より15名増であった。もっとも、同30年度12・１月の来談者数は、同29年度よりも減少した（同29年度が合計334名であったのに対し、同30年度は277名）。

次に、学年ごとの来談者数を見てみよう（なお、ここで利用したのはアンケート回答者に関するデータであり、上述したフェロー利用実績表と異なることをあらかじめお断りしておく。）。①１年生の来談者数は、平成29年度が合計67名（法律専攻55名、専門職専攻10名、政治専攻１名、不明１名）であったのに対して、同30年度は合計181名（法律専攻131名、専門職専攻37名、政治専攻８名、不明５名）であり、全体的には増加した。②２年生の来談者数は、同29年度が合計432名（法律専攻308名、法律専門職100名、政治専攻15名、不明９名）であったのに対し、同30年度は87名（法律専攻62名、法律専門職専攻23名、政治専攻１名、不明１名）であり、大きな差がみられた。③３年生の来談者数は、同29年度が合計269名（法律専攻208名、専門職専攻40名、政治専攻10名、不明11名）であったのに対して同30年度は合計326名（法律専攻171名、専門職専攻118名、政治専攻５名、不明32名）であった。④４年生は、同29年度が60名（法律専攻46名、専門職専攻13名、政治専攻１名）であったのに対して同30年度は144名（法律専攻122名、専門職専攻12名、政治専攻７名、不明３名）であった。

（２）相談内容

まず学習全般に関して比較的多かった相談内容は、ⓐレポート・レジュメ・論文の作成方法に関するもの（382件）、ⓑ講義の内容に関するもの（215件）、ⓒ勉強の仕方やノートの取り方に関するもの（94件）であった。その他、学内試験や資格試験に関する質問をする学生も一定程度いた。他方、法科大学院に関する質問は６件であり、少なかったとの印象を受ける。これらのうちⓐは、３年生が最も多く、以下４年生、１年生、２年生の順であった。また、ⓑはどの学年でも多かった。

次に、科目別の相談件数をみると、最も多かったのは民法に関する相談であり（196件）、国際法（190件）、民事手続法（95件）、行政法（71件）、その他の法律系科目（71件）、刑法（66件）がそれに続いた。また、憲法や商事法に関する質問はそれぞれ30件台となった。商事法は、他の民事法科目と同様、学生にとっては理解が難しいと思われるが、意外に少なかった。政治に関する質問は、合計16件であり、法律系科目と比較するとかなり少なかった。以上のうち民法に関する質問が多い点は例年どおりである。また、国際法については、科目担当者がフェローと関連付けた教育を推進していることの影響が大きいと思われる。他方で、平成30年度は行政法に関する質問が大幅に減少した点が目を引く。これは、同29年度の授業科目担当者が30年度は国内留学のために授業科目を担当しなかったことが影響していると考えられる（この点については宮内・前掲69頁を参照）。

学年別でみると、法律専攻では３年生の利用が最も多く（特に前期）、１年生がそれに

続いている（特に後期）。また、４年生の利用も多かった。他方、２年生の利用は他の学年と比較すると少なかった。法律専門職専攻では、３年生の利用が最も多く、それに１年生が続いた。他方、４年生の利用者数は他の学年と比べると少なかった。

（３）利用者の満足度

利用者へのアンケートによる満足度（５段階評価。なお、未回答あり）は、①「大変良い指導であった」650名（88.3％）、②「良い指導であった」79名（約10.7％）、③「普通」７名（0.13％）、④「あまり良い指導ではなかった」０名、⑤「まったく参考にならなかった」０名であった。以上のように、利用者の満足度はかなり高く、実際に利用した学生に関してはそのニーズにかなり応えることができたと評価できるだろう。

（４）検討

まず、新カリキュラムが学生のフェロー利用にどのような影響を与えたかを考えてみたい。導入初年度であるから、対象は自ずと法律専攻の１年生になる。最初に、前期の入門科目から検討しよう。平成30年度のフェロー利用者は34名であり、同29年度（40名）と比較すると６名の減少であった。入門科目はスモール・ステップの理念に基づき初学者にとって基本となる知識を教授するものであるため、筆者個人は前期の利用者が大幅に減少するのではないかとも考えたが、少なくとも来談者数の点では前年度とさほど違いがない結果となった。その原因は複数あり得るだろうが、少なくともその１つは民事法入門であったと考えられる。来談者の多くは、学生指導記録を見る限り、民事法入門に関する質問していたからである。筆者も担当した同科目では、30年度には２回の課題提出および定期試験を実施しており、学生がフェローを利用する契機となったのではなかろうか。また、内容的にも多くの学生にとっては理解が難しかったか、理解できたとの自信を持てなかったようである（2018年度前期末に実施された入門科目に関するアンケートでも、「民事法入門の難易度が適切か」という問に対して多くの学生が「どちらともいえない」、「あまりそう思わない」、「そう思わない」と回答した。）。以上のような理由により、結果として利用者数に大きな変動が生じなかったのではないだろうか。次に、後期の状況を検討してみる。ここでは、利用者数が29年度と比べると激増している点が注目される。その理由としては、後期配当科目（憲法ＩＡ、民法・総則、民法・債権各論Ａ、民事手続法概論、刑事手続法概論など）の内容が前期科目よりも高度であり難易度がアップしたこと、これらの科目の多くで課題が出されたこと、演習科目（基礎演習）に参加した学生については報告やディベートの準備をする必要があったことなどが考えられる。

以上の分析が正しいとするならば、新カリキュラムのもとでもフェロー制度はなお大きな存在意義を有すると言えるだろう。たとえば民事法入門に関して言えば、それは実際には民法・総則（旧カリキュラムでは前期集中科目４単位であったところ、新カリキュラムでは後期２単位）の半期分という位置づけになっており、１年生にとっては理解が難しい

であろうテーマも扱わざるを得ないことになっている。また、法解釈学を身に付けるためには実際に事例問題を解いてみることが有益であるが、授業時間内にこれを実施することは難しく、学生には課題の形で取り組んでもらわざるを得ない。ここに学生がフェローを利用する必要性が生じる。さらに、新カリキュラムでは、前期配当科目がある程度基礎的な内容を扱うため、後期から始まる専門科目は学生にとって急に難しくなったとの印象を与える可能性がある。だとすれば、フェロー制度には学修上の相談相手として機能を期待することができよう。

次に、教員によるフェロー利用への誘導の有効性を考えてみよう。学生のフェロー利用の多くが教員による指示や強い推奨によるものであることはすでに指摘されていたが（たとえば、高橋・前掲136頁）、平成30年度も同様の傾向を指摘できる。たとえば、①法律専攻の２・３年生の来談者は、平成30年度は前年度よりも大幅に減少した。これは、同29年度には高橋信行教授の行政法の授業で課題が多く出されたことにより学生のフェロー利用が促進されたと考えられるところ（高橋・前掲138頁、宮内・前掲70頁を参照）、平成30年度には同教授は国内留学のため講義科目を担当されなかった。このことは、法律専攻２・３年生の利用者減少、ひいては平成30年度全体の利用者減少にとって大きな影響を与えたと考えられる。また、４年生については平成30年度の来談者数が29年度より増加した。その相談内容は、行政法、会社法、民事訴訟法に関するものであり多岐にわたるが、とりわけ注目されるのは、国際人権・人道法、国際組織法、国際紛争処理法のレポート課題に関する相談が多かったことである。③法律専門職専攻についてみると、１年生の利用は平成29年度より増加しており、３年生も30年度のほうが多くなっている。その相談内容を見ると、１年生では刑法総論や民法総則に関する質問が多く、３年生では民法親族法・相続法に関するものが多かったが、これらのうち民法総則・親族法・相続法では課題が多く課されていた。他方、２年生の利用は、平成30年度は激減した。これは、おそらく上述した法律専攻の行政法と同じ事情によるものであろうと推測される。

学生が消極的である点については、とくに１・２年生は法律を学び始めてさほど時間が経っておらず、十分な知識がないのが普通なのだが、これを勉強不足としてフェローに注意されると思い込んでいる学生もいるようである。また、普段顔を合わせることがないフェローに質問をしに行くことは、彼らにとっては勇気が要ることであろうと推測される（筆者が個人的に１年生に行ったアンケートでは、フェローの利用に対して躊躇を示すものが多かった。また、法学部の学生は、ゼミ選択に際して自分の知らない教員のゼミに応募することが少ないとの話もよく耳にする。）。しかし、上述したように、フェロー制度は、それを実際に利用した者には高い満足度を与えており、利用者のニーズにかなり応えることができている。そのため、一度利用した学生がリピーターになることも大いに期待できるのではなかろうか。このように学生たちをフェローになじませるという意味でも、教員によるフェロー利用への指示・誘導は今後も重要なポイントとなるであろう。

４．教員からの業務依頼

（１）業務依頼数

業務依頼は、フェローの人数や負担を考慮して法学部専任教員のみ可能となっている。平成30年度の依頼業務数は31件であり、平成29年度の43件と比較すると12件減少した（ちなみに、平成26年度が60件、平成27年度が36件、平成28年度が67件である）。月ごとの件数を見てみると、前期は４・５・７月で増加したのに対して他の月では減少しており、後期は全般的に減少している。依頼内容は、大まかに整理すると、①レポートチェック、②答案の書き方講座の開催、③小テストの採点、④講義補助、⑤演習補助などになっている。

（２）検討

業務依頼が減少した理由の１つとしては、前述した行政法の担当者が平成30年度は国内留学中であったという点が挙げられよう（Ⅲ４（２）参照）。しかし、より一般的な原因も考えられる。この点は、すでに高橋・宮内両教授によって詳細な分析がなされている。筆者なりに要約すると、①フェローが成績評価に関与できないという限界、②フェローへの業務依頼のためになすべき準備が教員の負担となっている可能性がある、③授業参加の依頼したくとも当該曜日にその科目を専門とするフェローが勤務しているとは限らない、④大規模講義をサポートする場合、業務内容があまりに多くなると、フェローがオーバーワークになる恐れがある、などである。なお、個人的な意見を付加すると、フェローの勤務時間が11時00分からであるところ、１・２時限目に配当されている科目（ちなみに大人数の科目はこの時間帯に配置されていることが多い）ではフェローへの授業参加依頼をしにくいという面もあるように思われる（もっとも、以上については教員に対するアンケートなど、より実証的な検討も必要であると思われる。）。教員の利用は、学生のフェローへの誘導を促進するという点だけでなく、フェローによる教員の教育活動の支援という面があるのであり、この意味でも、フェロー制度の目的を実現するための早急な検討が必要となってきている（宮内・前掲72頁を参照）。

新カリキュラムとの関係についてであるが、業務依頼票を見ると、入門科目では民事法入門のレポートチェックが２回あっただけであり、他の入門科目での業務依頼はなかった。しかし、民事法入門に関して言えば、上述した事情（１年生には理解が難しいテーマも取り上げざるを得ないこと、成績評価を提出課題と定期試験により行っていること）があるため、学生の学修支援だけでなく教員の教育を支援するとの観点からも、今後さらにフェローの積極的活用を模索していきたいというのが当該科目の担当者としての筆者の意見である（実際に令和元年には、フェローに提出課題の採点を依頼した―もちろん最終的な評価を教員が行った―が、教育支援の点で大いに役に立ったとの印象を持った）。

５．補論―フェロー制度の新たな可能性

筆者は、法学部専任教員の１人より、学生の自主的な学習の場にフェローを参加させることはできないかとの問合せを受けた。その趣旨は、こうである。現在の國學院大學には、法律の学習のために自主的なゼミや大学公認のサークルを立ち上げて勉強をしている学生たちがいるが、学生同士での勉強には、自分たちの理解が正しいのかどうか自信が持てない、議論が誤った方向に進んでしまうといった限界がある。おそらくこれが原因の１つと推測されるが、従来の傾向として、法学を学ぶためのサークルが設立されても、活動が必ずしも活発ではなく、構成員が卒業すると消滅してしまうということが繰り返されてきた。そこで、フェローを学生たちの自主的な勉強会に参加できるようにすることにより学生たちが正しい知識を獲得することがより容易になると期待される。

現行制度を前提とする場合、上記の要請に応えるためにはいくつか解決すべき問題がある。たとえば、①サークルまたは自主ゼミが勉強会を開催する場合、人数の関係でフェロー室以外の教室を利用する必要が生じる可能性があるが、その場合、使用する教室をだれが確保するのか、②学生によるフェローの支援申請を認める必要があるが、それは可能か、③学生の希望する支援に応えることができるフェローが、学生の希望する日時に勤務しているとは限らない、④利用希望の団体数によっては、現在のフェローの人数ではまかないきれないおそれがある等である。

しかし、以上の学生のニーズにできるだけ応えることは法学学修支援の観点から望ましいことは確かであり、できる限り実現する方向で考えるべきであろう。その意味で、この問題は今後に残された大きな課題である。

６．むすび

以上の検討結果をまとめておこう。①平成30年度の来談者数は、全体的に見ると、同29年度よりも減少した。そのおもな原因は、29年度にフェロー制度を絡ませた授業を実施していた教員が30年度は不在だったことにあると考えられる。②新カリキュラムの１年生向け入門科目は、１年生の来談者数にあまり影響を与えなかったと考えられる。他方、後期には１年生の利用者が増加した。その理由として、後期になって授業の難易度がアップしたこと、課題の提出を求める授業が前期よりも多かったことなどが考えられる。③学生の自発的なフェローの利用は、あまり多くないと見られるが、他方で、実際に利用した学生の満足度は高かった。このことは、法学学修に対するフェロー制度の有効性を示すものと言える。④以上のことから、本学フェロー制度は、利用者のニーズに十分応えることができていると言える。そこで、学生の学修支援の観点からは、まずは学生にフェローを利用させることが重要な課題となる。しかし、その手法としては、学生の自発性にはあまり期待できず、さしあたりは教員によるフェロー利用への誘導が現実的な方法である。⑤その

ためには、教員がフェローをいかに利用するかが問題となる。この点、平成30年度は教員の業務依頼が減少したが、これは現行の制度の使いにくさが影響していると思われる。

國學院大學の法学教育は、現在、内部からだけでなく外部からも注目されている。令和元年度の日本私法学会第83回大会（10月５日・６日、於：立教大学）２日目の拡大ワークショップ「法学教育改革と〝楽しめる〟動画教材開発」では、―民法・商法・民事手続法専攻の学者を中心とする学会であるにもかかわらず―刑事訴訟法担当の中川孝博先生が本学で行っている反転授業の取組みが大きく紹介された。また、公務員試験合格者や著名ロースクールへの進学者を多数輩出し、卒業生の中から司法試験合格者をコンスタントに出すなど、実際にも大きな成果を上げてきた。フェロー制度は、このような本学法学教育の柱の１つとしてすでに定着しており（宮内・前掲66頁）、平成30年度は、学生の来談数・教員の業務依頼数が減少はしたが、利用者にはかなり満足を与えることができた。学生の利用をさらに促進するため、今後は上述した現行制度の問題点の改善に、できるところから取り組んでいくことが必要であると考える。